

糸島市国土強靱化地域計画について

1. 計画策定の背景と目的

「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するための計画を策定

国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定されました。

福岡県においても、平成28年3月に国基本計画との調和を図りながら「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組みを進めているところです。

本市においても、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「糸島市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 経過

令和4年5月30日	庁議での説明
6月21日	議会（全員協議会）での説明
7月1日	糸島市国土強靱化地域計画策定会議
7月11日	各課による施策データベース作成 ※各課作成 9月まで ※調整確認 12月 ※計画素案作成
令和5年1月26日	福岡県への意見照会
3月10日	パブリックコメント（～4/8） ※意見なし 有識者への意見照会 ・三谷 泰浩（九州大学教授） ・塚原 健一（九州大学教授） ※13件意見等あり、うち6件修正反映
7月	糸島市国土強靱化地域計画策定

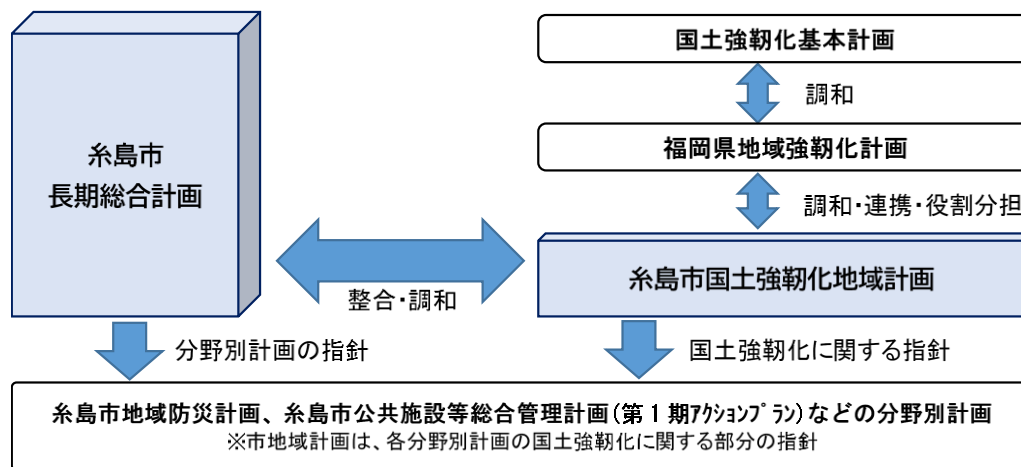
3. 計画の位置づけ

本市の国土強靱化における指針となる計画として位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「糸島市長期総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、災害対策基本法に基づき策定した「糸島市地域防災計画」をはじめとする本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



4. 計画期間

第2次糸島市長期総合計画と整合・調和を図るため計画期間は令和12年度まで

本計画は、令和5年度から12年度までの8年間で第1期の計画期間とします。

これは、第2次糸島市長期総合計画の内容と整合・調和を図るため、終期を合わせたものです。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

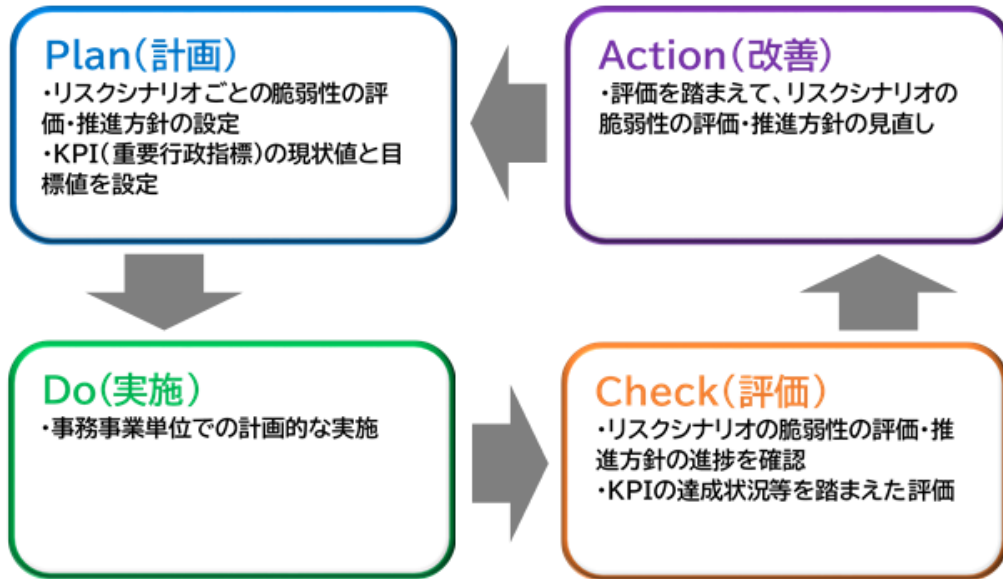
また、令和8年度からの第2次糸島市長期総合計画後期基本計画と整合・調和を図り、見直しを行います。

5. 計画の推進及び進捗管理

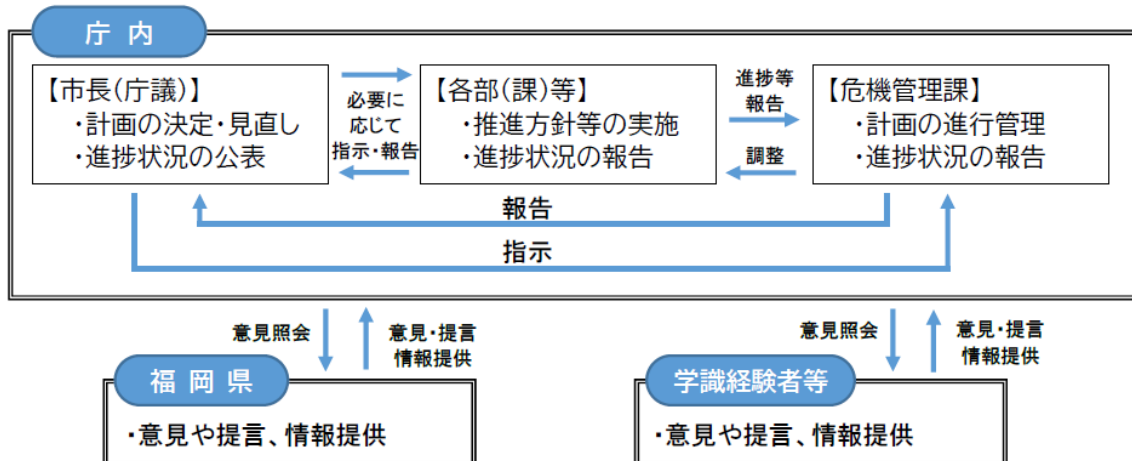
PDCAサイクルにより、KPI(重要業績指標)などの検証を実施

本計画に位置づけられた取組みは、本市全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に取組みを推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、KPI（重要業績指標）や各取組みの進捗状況を踏まえながら検証を行います。



■ 推進体制



6. 本計画の基本的な考え方

4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」、26の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図るため、国や県が示す4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定。県が設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」をベースに、本市に該当するシナリオの選択や本市独自のシナリオを追加した26のリスクシナリオを設定しました。

設定したリスクシナリオに対し、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで「脆弱性評価」を行い、脆弱性があるリスクシナリオについて、最悪の事態を回避・軽減するための「推進方針」を設定しました。

なお、想定する災害は大規模な自然災害(地震、津波、風水害)を対象とします。

■ 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

■ リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(糸島市リスクシナリオ)		施策数
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	7
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生	5
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	5
		1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生	5
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	9
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	3
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	1
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞	5
		2-4	被災地における医療機能の麻痺	3
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生	1
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	4
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	6

		3-2	エネルギー供給の途絶による消防機能の大幅な低下	1
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	3
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止	2
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	4
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止	7
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全	5
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全	3
		6-2	食料等の安定供給の停滞	5
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	1
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	1
		7-3	農地・森林等の被害による土地の荒廃	3
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	1
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	3
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	2

<計画書内の表の見方>

事前に備えるべき目標

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

○ 施策

【担当課】

[脆弱性評価]



[推進方針]



【KPI(重要業績指標)】

施策の成果を測るため、第2次糸島市長期総合計画前期基本計画と整合を図るため、同じ数値としています